

目 次

第 1 編 社会福祉法	6
第 1 章 総則	6
第 2 章 地方社会福祉審議会	9
第 3 章 福祉に関する事務所	10
第 4 章 社会福祉主事	12
第 5 章 指導監督及び訓練	13
第 6 章 社会福祉法人	13
第 8 章 福祉サービスの適切な利用	20
第 9 章 社会福祉事業等に従事する者の確保の促進	22
第 10 章 地域福祉の推進	24
第 11 章 雑則	28
第 2 編 生活保護法	29
第 1 章 総則	29
第 2 章 保護の原則	30
第 3 章 保護の種類及び範囲	31
第 4 章 保護の機関及び実施	33
第 5 章 保護の方法	35
第 6 章 保護施設	35
第 8 章 就労自立給付金	36
第 9 章 被保護者就労支援事業	37
第 10 章 被保護者の権利及び義務	37
第 13 章 雑則	38

第3編	児童福祉法	39
第1章	総則	39
第2章	福祉の保障	45
第3章	事業、養育里親及び養子縁組里親並びに施設	46
第4章	費用	50
第7章	雑則	51
第8章	罰則	51
第4編	児童憲章	52
第5編	母子及び父子並びに寡婦福祉法	53
第1章	総則	53
第2章	基本方針等	56
第7章	母子・父子福祉施設	57
第6編	配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護等に関する法律	58
第1章	総則	58
第1章の2	基本方針及び都道府県基本計画等	58
第2章	配偶者暴力相談支援センター等	59
第3章	被害者の保護	60
第7編	老人福祉法	61
第1章	総則	61
第2章	福祉の措置	62
第3章の2	老人福祉計画	63
第4章の2	有料老人ホーム	64
第5章	雑則	65

第8編	介護保険法	66
第1章	総則	66
第2章	被保険者	68
第3章	介護認定審査会	68
第4章	保険給付	69
第5章	介護支援専門員並びに事業者及び施設	71
第6章	地域支援事業等	71
第7章	介護保険事業計画	72
第12章	審査請求	73
第9編	障害者基本法	74
第1章	総則	74
第4章	障害者政策委員会等	75
第10編	障害者総合支援法	76
第1章	総則	76
第2章	自立支援給付	79
第3章	地域生活支援事業	82
第4章	事業及び施設	83
第5章	障害福祉計画	83

【ご利用上の注意】

- 1 この条文集では、社会福祉に関連する法律等から、保育士試験の「社会福祉」での出題可能性が高いと考えられる法律等の条文を抜粋し、掲載しております（第4編「児童憲章」は全文となります）。
この条文集に掲載されていない条文は、「ポイント集」「予想問題集」の記述で十分である、または保育士試験で出題される可能性は低いと考えられますが、全文あるいは他の法律等をご覧になりたい方は、総務省が運営するサイト「電子政府の総合窓口 e-Gov（イーガブ）」（<http://law.e-gov.go.jp/cgi-bin/idxsearch.cgi>）をご覧ください。
- 2 この条文集に掲載されている各条文の条文番号の後に、保育士試験の「社会福祉」における【重要度】を示しております。あくまで「社会福祉」における【重要度】であり、例えば、「児童福祉法」第39条は、「社会福祉」では【重要度C】でも、「保育原理」や「児童家庭福祉」では【重要度A】といった点にはご注意ください。
各【重要度】の意味は、以下のとおりです。
【重要度A】：一字一句、数字をできるだけ正確に覚えておきたいもの。
【重要度B】：一字一句を覚えておく必要はないが、重要語句・条文の意味内容・主旨は押さえておきたいもの。
【重要度C】：問題演習などで分からないことが生じたり、細かいことが気になった場合に、少し理解を深めるために見ておけば足り、覚える必要はないもの。

条文の途中で【重要度】が変わる場合には、「【以下、重要度O】」という形でその旨を示しております。
- 3 条文中の重要語句はゴシック体で強調しておりますが、必ずしもその語句だけが重要ということではなく、メリハリをつけて読みやすくする目的でゴシック体を使用しております。ご自身でマークやアンダーラインをつける際には、ゴシック体部分に拘束される必要はありません。
- 4 条文というものは、そのまま読んでもその存在意義を理解することは難しく、頭にも入りにくいものです。したがって、普段の学習では、そのまま第1条から読んでいくということではなく、問題演習などを行っていて触れた条文の重要語句にマーカーやアンダーラインで色つけをしながら少しずつ条文知識を増やしていき、筆記試験の直前期になってから、初めて第1条からまとめて見直すというご利用方法が、合理的かつ効果的であると考えられます。
- 5 条文中の①、②・・・は「第1項、第2項・・・」を、一、二・・・は「第1号、第2号・・・」を示すものとします。
- 6 なお、平成29年（前期）保育士試験の筆記試験における法令等の時間的範囲は、「平成28年4月1日以前に施行されたもの」とされていたことから、平成30年（前期）保育士試験の筆記試験では「平成29年4月1日以前に施行されたもの」となることが予測されるため、この条文集でも「平成29年4月1日以前に施行されたもの」を掲載しております。

第1編 社会福祉法【抜粋】

昭和26年3月29日法律第45号

第1章 総則

第1条（目的）【重要度B】

この法律は、社会福祉を目的とする事業の全分野における**共通的基本事項**を定め、社会福祉を目的とする他の法律と相まって、福祉サービスの**利用者の利益の保護**及び地域における社会福祉（以下「**地域福祉**」という。）の**推進**を図るとともに、社会福祉事業の**公明かつ適正な実施の確保**及び社会福祉を目的とする事業の**健全な発達**を図り、もって社会福祉の増進に資することを目的とする。

第2条（定義）【重要度A】

- ① この法律において「社会福祉事業」とは、第一種社会福祉事業及び第二種社会福祉事業をいう。
- ② 次に掲げる事業を**第一種社会福祉事業**とする。
 - 一 生活保護法（昭和25年法律第144号）に規定する救護施設、更生施設その他生計困難者を無料又は低額な料金で入所させて生活の扶助を行うことを目的とする施設を経営する事業及び生計困難者に対して助葬を行う事業
 - 二 児童福祉法（昭和22年法律第164号）に規定する**乳児院、母子生活支援施設、児童養護施設、障害児入所施設、児童心理治療施設又は児童自立支援施設**を経営する事業
 - 三 老人福祉法（昭和38年法律第133号）に規定する養護老人ホーム、特別養護老人ホーム又は軽費老人ホームを経営する事業
 - 四 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号）に規定する**障害者支援施設**を経営する事業
 - 五 削除
 - 六 売春防止法（昭和31年法律第118号）に規定する婦人保護施設を経営する事業
 - 七 授産施設を経営する事業及び生計困難者に対して無利子又は低利で資金を融通する事業